

成立：天正4年(1576)正月カ

「甲陽軍鑑」は、甲斐国の戦国大名である武田氏の戦略や戦術を記した軍学書です。武田信玄・勝頼期の合戦記事を中心に、軍法、刑法などを記しています。展示部分には、三方原の戦いに臨む武田信玄の姿が書かれています。合戦前に家康陣営の動きを冷静に分析し、合戦に備える信玄の姿が見て取れます。三河国を平定した若武者家康を信玄は決して侮ってはいなかったようです。この後、家康は信玄率いる武田軍に完膚なきまでに打ちのめされ、命からがら浜松城へ逃げ帰ったと伝えられています。

小林小五郎家文書 P8117 No.600



甲陽軍鑑 十二
五月廿二日、浜松味方が原まで、をし詰被成る、其日御一戦有へしとて、廿二日の朝、信玄公いくさ神へ被遣とて、あそぼすとて御哥に
たごたのため たのむやハたの神風に
浜松がえは たをれさらめや
とかくあれども、合戦はなざるまじきと、有子細ハ、海道一番の、弓取とはいへども、吾朝に若手の武士に、家康一人に、とどめたり、其上、信長加勢を九頭まで仕るに、しかも岡崎、山中、吉田、しらすかまで、取つどけて、信長被官ども、居たるとき、殊更家康伯父水野下野も、半途にひかへたるは、さだめて家康と、合戦をとげ、勝利をえたと云とも、敵大軍をもつて、草臥たる味方へ、かゝられ候ハハ、疑なく信玄をくれを取べく候、敵の居城きハへ、深くはたらき、負たるに付てハ、大河大坂を越て、退事ならず、一騎一人も、残る事なく、うちとられ候へば、若き時より、おくれをとらず、信玄勝利のほまれ、ミな水に成て、年寄の分別ちがふハ、かばねの上の恥辱、末代までの悪名と被レ仰、馬場美濃と勝頼と、山県と、三人にあへしハ

ちくはつとて、あそぼすとて御哥に
たごたのため たのむやハたの神風に
浜松がえは たをれさらめや
とかくあれども、合戦はなざるまじきと、有子細ハ、海道一番の、弓取とはいへども、吾朝に若手の武士に、家康一人に、とどめたり、其上、信長加勢を九頭まで仕るに、しかも岡崎、山中、吉田、しらすかまで、取つどけて、信長被官ども、居たるとき、殊更家康伯父水野下野も、半途にひかへたるは、さだめて家康と、合戦をとげ、勝利をえたと云とも、敵大軍をもつて、草臥たる味方へ、かゝられ候ハハ、疑なく信玄をくれを取べく候、敵の居城きハへ、深くはたらき、負たるに付てハ、大河大坂を越て、退事ならず、一騎一人も、残る事なく、うちとられ候へば、若き時より、おくれをとらず、信玄勝利のほまれ、ミな水に成て、年寄の分別ちがふハ、かばねの上の恥辱、末代までの悪名と被レ仰、馬場美濃と勝頼と、山県と、三人にあへしハ

甲陽軍鑑 十二

〔7〕 甲陽軍鑑 十二

(P8117 小林小五郎家文書 No.600)

〔釈文〕

〔表紙〕

〔前略〕

れ、降参仕り、城を渡し、浜松へのき候、水の手につ、信玄公御工夫いくつもあり、殊に二侯御番勢に、信州先方侍大将、芦田下総を被差置候、さ有て程なく、極

月廿二日に、浜松味方が原まで、をし詰被成る、其日御一戦有へしとて、廿二日の朝、信玄公いくさ神へ被遣とて、あそぼすとて御哥に

たごたのため たのむやハたの神風に
浜松がえは たをれさらめや
とかくあれども、合戦はなざるまじきと、有子細ハ、海道一番の、弓取とはいへども、吾朝に若手の武士に、家康一人に、とどめたり、其上、信長加勢を九頭

まで仕るに、しかも岡崎、山中、吉田、しらすかまで、取つどけて、信長被官ども、居たるとき、殊更家康伯父水野下野も、半途にひかへたるは、さだめて家康と、合戦をとげ、勝利をえたと云とも、敵大軍をもつて、草臥たる味方へ、かゝられ候ハハ、疑なく信玄を

くれを取べく候、敵の居城きハへ、深くはたらき、負たるに付てハ、大河大坂を越て、退事ならず、一騎一人も、残る事なく、うちとられ候へば、若き時より、おくれをとらず、信玄勝利のほまれ、ミな水に成て、年寄の分別ちがふハ、かばねの上の恥辱、末代までの悪名と被レ仰、馬場美濃と勝頼と、山県と、三人にあへしハ

被レ仰、馬場美濃と勝頼と、山県と、三人にあへしハ

被レ仰、馬場美濃と勝頼と、山県と、三人にあへしハ

〔後略〕